

平成30年 3月 7日（水曜日）

○議事日程（第1号）

平成30年3月7日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第10号 東庄町国民健康保険財政調整基金条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第11号 東庄町国民健康保険診療報酬支払準備基金条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第12号 東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第13号 東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第14号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第15号 東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第16号 東庄町職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第17号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第18号 東庄町郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

- 日程第16 議案第19号 平成29年度東庄町一般会計補正予算（第5号）
日程第17 議案第20号 平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）
日程第18 議案第2号 平成30年度東庄町一般会計予算
日程第19 議案第3号 平成30年度東庄町国民健康保険特別会計予算
日程第20 議案第4号 平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
日程第21 議案第5号 平成30年度東庄町食肉センター特別会計予算
日程第22 議案第6号 平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
日程第23 議案第7号 平成30年度東庄町介護保険特別会計予算
日程第24 議案第8号 平成30年度東庄町水道事業会計予算
日程第25 議案第9号 平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
日程第26 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

- 1番 土屋光正君
2番 宮澤健君
3番 佐久間義房君
4番 板寺正範君
5番 花香孝彦君
7番 大網正敏君
8番 高木武男君
9番 鈴木正昭君
10番 山崎ひろみ君
11番 土屋進君
12番 宮崎正吾君
13番 鎌形寿一君
14番 城之内一男君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町	長	岩田利雄君
副町	長	金島正好君
監査委員	平山茂君	
総務課長	向後喜一郎君	
町民課長	高木浩一君	
まちづくり課長	林栄壽君	
健康福祉課長	海上孝君	
会計管理者	石毛幸子君	
病院事務長	寺嶋利和君	
農業委員会事務局長	土屋富士雄君	
教育長	五十嵐正憲君	
教育課長	多田克己君	
生涯学習課長	林寛君	

○出席事務局員（3名）

事務局長	笹本忠男
次長	石毛美恵子
主査	岩瀬知博

(午前10時00分 開議)

議長（城之内一男君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成30年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 土屋進君、3番 佐久間義房君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

平成30年3月定例会運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月27日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案20件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から16日までの10日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は三人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、諮問第1号を上程し、採決を行います。続いて、議案第10号から議案第20号までを順次上程し、質疑・採決を行って、延会といたします。

第2日目の8日は、議案第2号から議案第9号までの平成30年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を委託することとなります。次に、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の9日から15日までは休会としまして、この間、12日、13日、14日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の16日は、時間を午後2時30分に繰り下げ、本会議を開きまして、議案第2号から議案第9号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会とします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各委員のご協力をお願いいたしまして、以上で議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月16日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月16日までの10日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

行政報告に先立ちまして、皆様方におわびを申し上げます。

新聞等で報道されましたとおり、町職員が飲酒運転により逮捕される事件が発生をいたしました。まことに遺憾であり、厳正に対処してまいる所存でございます。今後はこのようなことが二度と起こらないよう、綱紀粛正を徹底いたしまして、町民の皆様方の信頼回復に向け、職員一丸となって努力してまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、行政報告に移らせていただきます。

平成29年12月1日から平成30年2月20日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、下段、総務課の防犯関係でございますけれども、防犯カメラ設置工事を発注いたしました。犯罪等の予防を目的に町内3ヶ所に防犯カメラを設置する工事でございます。

次に3ページ目の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、平成29年度町県民税等の新規・更正分納税通知書を発送しております。

また、滞納処分といたしまして差し押さえ、滞納整理として臨戸徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に8ページ目からの衛生関係でございますけれども、9ページ目に記載のとおり、各種予防接種、検診等の事業を実施しております。

また、子ども医療費、高校生医療費対策事業につきまして、11月から1月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながるよう、今後とも努力してまいります。

次に10ページ目には、介護保険関係での介護サービスの利用件数、11ページ目には、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に12ページ目のまちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良工事、道路災害復旧工事等、17件の工事と設計業務委託等の2件の委託業務を発注いたしました。

また、農林関係でございますが、14ページ目に記載のとおり、農道舗装工事1件、農道災害復旧工事2件を発注いたしました。

最後に、16ページ目でございますが、東庄病院の関係でございますけれども、

診療状況につきましては、入院患者数が1日平均56人、外来患者数が108人となっており、経営は順調に推移しているものと認識をいたしております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、17ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を2回、協議会を1回、記載のとおり開催しております。

次に、2項目目の学校教育関係では、最初に平成30年度東庄町立幼稚園児募集の結果については、表のようになっております。2月20日現在の笹川幼稚園の募集率は31.3%、橘幼稚園の募集率は21.1%、町全体の町立幼稚園児募集率は26.7%となっております。

次に、17ページ中段から18ページにかけて、学校教育の契約関係ですが、給食センター建設に関しての駐輪場、自転車置場等の用地購入、発掘調査委託料の3件と流末排水整備工事関係2件、統合小学校増築関係2件、技術室改修工事の合わせて8件の契約を行いました。

次に18ページ中段の3項目目、生涯学習関係では、生涯学習事業、社会体育事業、公民館事業を記載のように行いました。

主なものとしては、社会体育事業の1項目目の12月10日に行われたコジュリンマラソン大会は、町内外のランナー352名の参加をいただき、開催いたしました。この大会には鹿島アントラーズに所属し、元日本代表であった名良橋晃さんをゲストランナーとしてお招きして開催いたしました。

また、19ページの社会教育関係では、1月7日に公民館を会場に該当者の84.2%に当たる133名の新成人をお迎えして、成人式が行われ、新成人の新しい門出を町を挙げてお祝いいたしました。

契約関係では、公民館、舞台照明吊物保守管理委託の契約をいたしました。

続いて、19ページ中段の学校給食センター関係では、報告期間の総給食数は4万8,377食、一日平均1,099食となっております。また、第4回学校給食センター建設検討委員会を2月20日に開催し、新学校給食センターの基本設計に

ついて、委員の皆様へ報告いたしました。

契約関係では、燃料の重油購入の他、廃水処理施設、廃棄物置場の修理工事をいたしました。

最後に20ページ、指定寄附では12月18日に町養豚経営者協議会よりご寄附をいただいた豚肉を使用して豚丼の給食を提供いたしました。これからも現在の施設を使用して衛生管理の徹底を図り、出来るだけおいしい給食を子供達に食してもらえるように努力を続けてまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（城之内一男君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

おはようございます。議長のお許しを得て、本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります子育て・教育に関することからお聞きしたいと存じます。

新学期を迎える季節になりました。子供達はもちろんのこと、親御さんにとっても新しい生活環境のスタートとなります。昨今、子育て中の家庭の多くが共働きという現状かと思えます。結婚する年齢も様々です。子供を出産する状況、家族形態も多様化しています。我が町はこれまでも、そしてこれからも子育てしやすいまちづくりを目指していると認識させていただいております。

町長を初め、職員の皆さんもその意識のもと仕事をされていると私は理解しております。そこでお伺いいたします。2月7日の臨時会後の全員協議会において、執行部より来年度の保育園入所希望者の中で24人の待機児童が出てしまうという説明がありました。このような状況は過去になかったと思えますし、これからもあってはならないと考えます。その後、保育園と交渉をして、受け入れ態勢を作るとの説明でしたが、現在の状況をお聞かせください。

また、来年度の町立幼稚園への入園希望者は、先程の行政報告を聞きますと、そ

の時に伺った人数とちょっと変更がありましたが、当初、笹川幼稚園14人、橘幼稚園8人で、計22人ということでした。先程の報告では23人になったということですが、該当者85人に対しておよそ25%の就園率です。これもかつてない状況ではないでしょうか。教育委員会は、この現状をどう捉えて対処するのでしょうか。

1年前の私の一般質問において、幼児教育の重要性について質問した際の答弁の中で、「小学校統廃合の時期に幼稚園も一つにし、更に保育時間も延長し、幼稚園型のこども園として認定されるよう整備していきたい」とありました。教育長の思いもお聞きしました。しかしながら、この入園希望者の人数を見て、2年後まで待てない状況ではないかと考えます。これまでも2年制の幼稚園を希望する保護者の声や近隣で実施されている認定こども園を望む声も多々ありました。しかし、我が町の3園の私立保育園のこれまでの経緯などを踏まえ、簡単に出来るものではないということはよく理解しているつもりです。が、一刻も早く打開策を立てなければならないのではないのでしょうか。教育委員会の見解をお聞きしたいと存じます。

この件に関連して、私はこれまで何度も、子供が生まれてから成人するまでの間の子育て支援専門の窓口を作るべきと訴えてきましたが、残念ながら必要性を認識されませんでした。現在、我が町で母子手帳を発行する数は年間80人に満たないと聞いております。この人数ならば、子供が生まれた時から一人一人にきめ細かな配慮が出来る状況にあると思います。今回の保育園の待機児童の件もそうですが、個人情報の問題もあるかもしれませんが、子供や保護者の状況、生活形態等、ある程度掌握出来るのではと考えます。保護者も安心して相談出来る体制を作るべきと考えますが、町の見解をお聞きしたいと存じます。

次に、2番目の質問事項であります、ごみ行政について伺います。

ごみ収集業務等は一部事務組合で行っていることは承知しておりますが、町としての取り組み、また考え方について伺います。

本年度よりごみの減量化、資源化の取り組みとして、プラスチック製容器包装、いわゆるプラマーク製品の分別回収が始まりました。回収状況及び町民の皆様の認知度について伺います。

昨年12月の広報とうのしょうに4ページにわたり、ごみの分別について特集で掲載されましたが、現在の回収状況についてお聞きします。

私も地区のリサイクルステーションに出しに行きますが、まだまだプラマークのものが入った袋は少ないように思われます。ちなみに分別が始まってから我が家の可燃ごみは半分近く減ったと思います。私も身近な人には分別の話をして実践を促していますが、分別回収自体をご存じない方、またこれまでの習慣が抜けない方、面倒と思う方がいます。人は新しいことに慣れるには時間がかかるのかもしれませんが、町としては周知の方法を考えることが必要ではないでしょうか。見解をお聞きします。

平成28年の暮れから可燃ごみ用の袋の値段が値下げされたと記憶しております。利用者の負担は減りましたが、費用としてはその分、税金からの支出が増えたわけです。町民の皆様はその点を認識して、理解していただくために行政として努力する必要があると考えます。

また、計算上では、伊地山の一般廃棄物最終処分場もあと数年でいっぱいになってしまうと思いますが、今後の計画とごみ行政について報告出来ることをお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の1番目、子育て・教育に関すること、質問要旨1点目、保育園入所待機児童の現状と対策についてお答えいたします。

本年2月7日開催の第1回臨時議会後の全員協議会でも申し上げましたが、平成30年度保育所入所児童については、保育所入所申請者数313名に対し、町内の保育園3園で定員の270名を超える289名の児童を受け入れてくださいました。これは各保育園が保育士配置と保育室の面積が国及び千葉県の基準を満たしている場合に超過が認められているものであります。しかしながら、現在24名の児童が待機児童として発生している状況であります。議員がおっしゃるように、平成29年度までは待機児童がいませんでしたが、就労体系等の変化により、待機児童が出てきたものと思われます。町としましても、重要事項と捉え、現在、この待機児童を解消すべく各保育園に協力をお願いしているところであります。

この待機児童を解消するには、各保育園とも保育士の確保が問題となっております。

す。待機児童解消のため、各保育園に対して保育士を確保するに当たり、新たな町の補助事業として平成30年度予算に待機児童解消対策事業を計上し、対応したいと考えております。各保育園とも保育士の確保については大変厳しい状況ではありますが、3月5日現在、待機児童24名のうち神代保育園で6名、笹川中央保育園で1名、橘保育園で2名の児童を、また管外保育で香取市の保育園で2名の児童を受け入れてくれることとなっておりますが、まだ13名が待機児童としておりますので、少しでも多くの児童が入所出来ますよう、引き続き各保育園に協力をお願いしているところであります。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項1、子育て・教育に関すること、質問要旨2、町立幼稚園の今後の方向性についてお答えさせていただきます。

山崎議員のおっしゃるとおり平成30年度の幼稚園の入園者数については、今日現在で5歳児の該当者数86名に対し、入園者が23名で26.74%の就園率となっております。内訳としましては、笹川幼稚園が15名で就園率が31.25%、橘幼稚園が8名で就園率が21.05%となっております。

このような要因としましては、核家族化と夫婦共働きの世帯が増えたことにより、幼稚園の保育時間が短いため、預けられない家庭がかなりあるためだと考えられます。

現在は、9時から14時まで幼稚園教育を実施し、14時から16時までを希望により預かり保育の時間とし、また夏休み期間中においても21日間を預かり保育を実施しているところです。そのような状況の中で、教育委員会としましては、保護者の労働時間と家庭状況等を考慮した中で長時間保育は必要不可欠であると考え、平成31年度よりこども園化を目指して準備しているところであります。

平成31年度からの新体制として、全体の保育の時間は7時30分から18時30分までとし、9時から14時までの幼稚園教育部分の前後の時間を保護者の要望に合わせ、預かり保育の時間を設定するような計画で、現在、幼稚園側と体制づくりの協議を進めている状況です。

以上で答弁を終わります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

質問要旨3の子育て支援専門窓口の設置については、行政組織に関するご質問ということで、私からお答えをさせていただきます。

子育て支援の充実強化は、町として重要な政策の一つであります。平成30年度からは健康福祉課の中に子育て支援係を設け、きめ細かい対応と施策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、質問事項2番目のごみ行政に関することについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、今年度から取り組みを始めましたプラスチック製容器包装、通称プラマークの回収状況でございますが、昨年4月から今年1月までの実績で14.3トンであり、月平均で1.4トンとなります。町と香取広域市町村圏事務組合とで定めました一般廃棄物処理基本計画では、プラマークの平成29年度収集目標値が32トンとなっております。達成率にいたしますと44.7%となり、まだまだ収集量が少ないと考えられるところでございます。

平成29年3月号の広報に織り込みのパンフレットを各戸配布し、また広報10月号及び12月号で特集を組み、周知を図ってきたところでございますが、まだまだ町民の方々に認知されておらず、プラマークの分別に取り組むご家庭や個人が、残念ながら少ないからだと考えられます。

町の啓発といたしましては、広報掲載やパンフレットの配布、ホームページ掲載、更には町内の各種会議へ職員が出向きまして、プラマークの分別の仕方を各種委員さんなどにPRさせていただいている、ごみ分別出張PRというような活動も行っております。今後につきましては、広報掲載はもちろんのこと、ごみ分別出張PRの更なる活用など、知恵を絞って啓発していきたいと思っております。

また、収集回数につきましても、現在、隔週1回の収集でございますが、平成30年度、今年4月からは毎週1回の収集とし、収集量の増加を目指していきたいと思っております。

次に、一部事務組合のごみ行政の今後の予定についてということで、伊地山の一般廃棄物最終処分場の質問の件でございますが、この件につきましては、香取広域市町村圏事務組合で管轄をしておりますが、町で把握しております状況について答弁申し上げます。

現在使用しております第二伊地山一般廃棄物最終処分場につきましては、焼却灰や不燃物のうち再資源化出来ない残渣などを埋め立てしております。容量といたしましては、1槽1万5,000立米のものが6槽ありまして、合計で9万立米でございます。そのうち3槽4万5,000立米は埋め立てを完了しておりまして、現在は4槽目を埋め立てしております。香取広域市町村圏事務組合では、香取市織幡にもう一つ最終処分場を持っておりますが、平成26年10月から土地賃貸借の問題がございまして、一時休止しておりました。問題が解決いたしましたので、伊地山一般廃棄物最終処分場の4槽目の埋め立てが完了後、平成30年度終盤から使用再開の予定と聞いております。

試算ではあと9年、平成38年度に二つの処分場の埋め立てが完了すると見込まれております。完了後の新たな処分場計画につきましては、今後の課題であります。

現在、最終処分場の延命措置といたしまして、焼却灰の資源化を発生量の一部でございまして、試験的に外部委託で行っております。

また、平成30年度からは一般業者最終処分場への埋め立て処分委託についても予定しているとのことでございます。

各家庭から排出される可燃ごみの減量が処分場の延命にもつながっていきますので、ごみ減量化の推進、分別の推進に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

初めに、待機児童の件ですけれども、担当課の課長他、多くの方が一生懸命動い

て下さっているのは承知しておりますけれども、今現在、まだ13名が行く先がないという状況です。保育園に入れなかったお宅をこれからどうしていくのか。これは先日、1枚の紙で保護者各位ということで通知をいただいた方にももらったんですけども、4月から働く予定を立てています、お家も新築してローンもあります。こういう人達が保育園に入れなくてどうするのかというのがすごく憤りを感じました。

それで、この優先順位というのもあるんでしょうけれども、私、2日前に調べました。香取市、旭市、匝瑳市、銚子市は待機児童ゼロでした。私、それには驚いて、何でうちの町がこういう状況になってしまったのか。というのは都市部で待機児童があることはよく知っておりましたので、仕方ない部分があると思いましたがけれども、うちの町の24人の待機というのは、すごい大きな数字だと思います。

保育士さんの確保も、今の各保育園の雇用状況では、保育士さんが集まらないという現状もよく聞いております。まず、保育士さんが集まらなければ、入れることも出来ませんので、その点もあれなんですけれども、残りの一人一人に細かい対応をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、幼稚園なんですけれども、今年度23名で二つに分けるということは、どう考えても無理があるなと思います。1園にしなければいけないのではないかと思います。職員の人数、運営経費の面でも削減出来ます。やっぱり1園にするというのは、経費だけではなくて、幼児教育という観点からも1園にするべきだと思います。これは情報の共有が出来ていれば、こういう事態にはならなかったんだと思います。

先程総務課長からは、新しく子育ての専門窓口を作るということですが、今まで保育園を所管する健康福祉課と幼稚園を所管する教育課の情報共有が全然出来ていないことと、何よりいつも町長のおっしゃっている町全体で未来の子供達を育てるという一番大事な点が欠けているのではと思います。この点も、ただ窓口を作ればいいということでもないので、是非良く考えていただきたいと思います。

それから、プラマークの方ですけれども、残りの月を加味しても年度末には目標の約半分しか届かないと思います。また来年度、4月からは隔月で行っていたのが毎週の収集になるようですけれども、なお一層の周知に努めなければ目標数値には届かないと考えます。また、幼稚園、小学校、中学校の教育現場で取り上げること

も一つの案かと思いますが、担当課の努力を期待したいと思います。

最終処分場の埋め立てが完了する時期も10年を切っていると思われませんが、試験的に埋め立て委託を予定しているとのことですが、町として一部事務組合に対し、今後の方針について提案していく時期に入っているのではないかと思います。

以上、2回目ですけれども、答弁をお願い出来たらと思います。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、待機児童13名の方への対応についてということでございますが今まで以上に保育士の確保についても各園に協力をお願いしながら、また一人一人への対応ということで、管外保育等も含め対応をして行きたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

幼稚園の問題ですが、過去において幼稚園が5園から2園に統合する前に何園かにおきまして入園者数が一桁といったこともありました。今年度は既に各園とも入園説明会は終了しており、来年度の事業計画についても進めている状況です。また、保護者説明会においても、少人数による「個」を大事にする幼稚園教育に期待している保護者もおられるとのことから、平成30年度は2園でスタートし、各種行事において共同で実施する機会を増やしていく等により、保護者の理解を得ながら、年度の途中においても2園にこだわらず、1園の統合を模索していきたいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

山崎議員の情報共有、町全体で考えていっていただきたいというご質問につきましてでございますけれども、今まで山崎議員のおっしゃるとおり、教育委員会と町側、保育園関係と幼稚園関係の情報共有というのはそんなになかったのかなという

ような気もいたします。これを契機にお互いが情報共有をしまして、町全体で考えていく、検討していくというような体制を充実させていきたいと思っております。

以上です。

議長（城之内一男君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

プラマークの問題につきましては、今現在、伊地山区民センターで処理しております、可燃ごみの約1割がプラマークとなっております。分別収集することにより、資源化、またリサイクルの推進をすると共に、ごみの減量化につながってくると思っております。

また、更には最終処分場や焼却炉の延命化にもつながってくると思われまので、これからも分別収集について努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

保育園の待機13名、残りの件ですけれども、先程答弁いただきましたけれども、一人一人に細かく対応していただきたいと思えます。

入る条件もあるかもしれませんが、多分近隣は、待機児童がないということは、どこかに余裕があるはずですので、一人一人の状況を捉えて、対応して、お願いしたいと思えます。

今さらなんですけれども、もっと早い時期にこの状況が察知出来ていれば、平成30年度に幼稚園の形態を変えて、就園率を上げて、それに伴い保育園の入園枠も広げられたわけです。とにかく今は保育園に入れたい人達一人一人を対応していただくのはもちろんですけれども、新年度に入ったらすぐに来年度に向けて動いてほしいと思えます。

この先、町が考えているように、幼稚園を変えるにも丁寧な説明がなければ、保護者の多くの方を納得させるのは難しいことだと認識していただきたいと思えます。

また、多くの保護者はきちんと整備された園舎での保育も望んでおります。国の補助金を活用して新築等も出来るはずですから、情報の提供、相談体制を整えて、

保護者が安心して利用出来る整備をしてあげてほしいと考えます。

何よりも、何度も申し上げてまいりましたが、町長がリーダーシップをとり、町内の保育園園長、またそこで働く保育士の代表の方等を一堂に会して、未来ある子供達のための話し合いの場を設けてほしいと思います。町長は40年間、うちの町をよく見てこられました。是非これはやっていただきたいと思いますが、町長、お約束していただけませんでしょうか。

先程の窓口ですけれども、健康福祉課に作るということですが、ただ窓口を作れば良いというものではないので、よく精査して、本当に中身のある窓口にしていきたいと思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それではお答えを申し上げたいと思います。

私も質問並びに答弁を聞いておりまして、全く残念だという思いがいたしました。というのは、早い時期にこういう問題が出ていれば対応・対策の仕方もあった。しかしながら、間際になって出てまいりました。国は先駆けとして、こども園ということで、文科省と厚労省がこれからの子育てということを真剣に考えてきたわけでありまして、町としても将来的にはそういう形のものを作っていかなければならないという思いがいたしてはおりました。

しかしながら、この、非常に幼児教育に関しては進んだ町でありましたので、各小学校区へ幼稚園を全て作って、香取郡の中ではまず無かったはずであります、そういう教育をしてきたという自負があります。それが子供も少なくなり、そして幼稚園とのバランスがアンバランスになってきた時に、国はそういうこども園ということを考え出したわけですが、これも今、完璧に上手くいっているとは思いませんけれども、しかしながら、こども園という制度のものを作ったことに少しでも歩み寄りがあったのかなと思います。今おっしゃるとおり、保育園側、幼稚園の考え方、やはり子供を、私にしてみれば、入学前の子供達を育むということに関しては、多少、目的が違うかもしれませんが、本来持っている大きな目標は無理だと思っています。そういう垣根を取り払ってでもやる子供の教育に真剣に取り組んで

いくということが大事なんだろうと、このように思っております。

言われたとおり、幼稚園側、保育園、そして一緒に協議をして話し合える場所を設けるべきということでもありますけれども、是非そうさせていただきたいなど、このように思っているところであります。

独立性を持って、国の施策そのものが全てと私は思っておりませんが、町独自の方式が生まれればいいなという思いもいたしておりますので、これを機に真摯に取り組んでまいりたいと、このように考えております。今後ともよろしく願いを申し上げます。

以上であります。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

2番、宮澤です。ただいま議長のお許しをいただきまして、2点ほど質問させていただきます。

今、山崎議員の質問でもあったように、非常に国の施策がころころ変わったりして、方針が変わってくるということで、地方も大きく方向転換をやらなければならないというような観点から、私の方も米の生産目標についてということでお伺いいたします。

2017年産までの生産調整と達成率についてということで、過去3年間の生産調整の状況を見ますと、27年産が262.8ヘクタール、135%、28年産が235ヘクタール、131%、29年産が204ヘクタール、127%の過剰生産でした。全国で11の県が未達成で、この千葉県、そして我が町も過剰生産でした。

この結果による町への国、県からの不利益な面があるのかお伺いいたします。

2点目に、2018年産の生産目標と見込みについて。

2018年産から国からの生産量目標数量が、配分をやめて生産目安になりました。各県の農業再生協議会に自主目標を立てさせることになりました。国は流通状況の情報提供ということで、まさに生産者に自己責任で価格維持のための適正規模の作付けをしろということに他ありません。そのような状況下で、昨年末に各県の

2018年産米生産目標目安が発表され、26の県が据え置き、40の道・県の合計が前年の生産数量目標の合計を3万3,000トン上回りました。千葉県は25万9,913トン、前年より1万8,674トン増で、地域別目安、あるいは生産者別目安を設定すると発表されました。

当町の目安配分と生産者別目安配分方法についてお伺いしておきます。

次に、東庄町総合計画と人口ビジョンについてお伺いいたします。

農業従事者数確保の方策について。

6次総合計画と人口ビジョンから、農業林業は男性が596人、女性が557人、合計1,153人、全体の男性で14%、女性が18%、合計で15.7%です。農家戸数は744戸、うち販売農家戸数は80%の614戸、兼業農家が減少し、専業農家数は横ばいとありますが、将来の10年後か20年後を想定して、農業従事者数をどの程度に確保するのか、推計しているのか、その人員確保のための方策をお伺いいたします。

土地利用構想に占める農地の保全について。

5次総合計画で8区分としていたものを6次総合計画では5区分として土地利用計画構想を定めていますが、それぞれの区分ゾーンには面積的な面もあると思います。

農業生産ゾーンですが、農地はゾーンに限られるものではないので、経営耕地面積の1,494ヘクタール、うち水田1,140ヘクタール、畑350ヘクタール、樹園は0.1ヘクタールを将来、農地が農地として利用されていく面積はどの程度に想定されているのかお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。2回目からは自席で行わせていただきます。
議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、質問事項1の東庄町の米の生産目標について。2017年産までの生産調整と達成率について、過剰生産に対して町に国、県からの不利益な面があるかどうかの質問にお答えをいたします。

不利益な面はございません。しかしながら、今後も米の需給バランスの維持と農家経営の安定を図るためには、引き続き飼料用米等への取り組みが重要であると考

えております。

次に、2018年産の生産目標と見込みについて、当町への目安配分と生産者目安配分の方法についての質問にお答えをいたします。

昨年12月に千葉県農業再生協議会から東庄町への平成30年度の主食用米の生産数量が目安という形で示されております。その数は29年産米の生産数量目標の4,241.5トンから218.5トン増の4,460トンとなっております。生産者別の目安配分については、4,460トンを、経営面積が4ヘクタール以上の生産者に対しては、その借入地の面積に応じて生産数量を平均5%程度多くするように配分を行い、それ以外の一般の生産者に対しては、経営面積に応じて一律に配分を行っております。

次に、東庄町総合計画と人口ビジョンについて、農業従事者確保の方策について、10年後、20年後の農業従事者をどの程度に推計しているのか、また、従事者確保のための方策についての質問にお答えいたします。

第6次総合計画の人口ビジョンについては、国勢調査などを参考に推計し、農家数については農林業センサスの数字を用いております。農業従事者数の今後の推計については、具体的な数値はありませんが、現計画にある数値をもとに推計法を用いて、平成27年度を基準として、将来の10年後までを推計した場合、平成32年度の農業従事者数は990人、平成37年度は897人となります。

今後とも人口減少は避けられない状況であり、農業者人口も当然減少が予想される場所です。また、農業従事者確保の方策としては、就農希望者支援事業、農業経営体の育成強化、農業後継者育成事業等を推進していくところでございます。

次に、土地利用構想に占める農地の保全について、将来、農地が農地として利用されていく面積はどの程度に想定しているかとの質問にお答えします。現在、千葉県からの協議・助言を受けながら、農業振興地域整備計画の全体見直しを進めております。

平成30年度中には、見直し作業を完了する予定でおります。その中で、農地面積は平成28年度より約2.6%少ない2,092.06ヘクタールとし、そのうち農用地区域としては約0.8%少ない1,878.72ヘクタールと設定する予定であります。今後とも農業振興地域整備計画に即した農地整備を行い、生産基盤としての機能確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

米の生産調整については非常に難しいところであります。今度は生産調整ではなくて生産目標という形になりますので、自主、自分で、国が何も作らなくてもいいということではなくて、自分達で売れるものを売れるように作れというような体制でありますので、そういった結果から、非常に主食用米が不足傾向で、またミニマムアクセスで77万トンの輸入枠が作られている中で、うちSBS米10万トンの枠の引き合いが非常に業務用に多いというようなことでありました。第1回から第3回まで、ほぼ全量が落札されてきております。しかし、4回目は落札が40%にとどまったというようなことでありました。入札から手元に届くのに3ヶ月ほどかかるということで、その一方で国産米がかなり飼料米とかそういったものに変換されて、品薄になっていたり、あるいは業務用米の生産拡大が見込まれるというようなことで、消費が18年産と重なるというような形で、その輸入米の取引するのの様子を見るというような業者が非常に多かったというような分析でありましたけれども、第5回の入札では全量入札されて、そのSBS米の10万トン枠が全量落札されました。

千葉県の実産量目安も昨年より3万トン減って、当町は昨年実績が5,468トン、今年の実産目標は4,460トン、それでも122.6%の過剰生産が見込まれる状況ではないかという形であります。飼料用米を中心に作付けが拡大していますが、地元の畜産農家で直接消費されているわけではないものもあります。山形県天童市の畜産経営法人でありますけれども、国産原料100%の飼料を作って和牛を飼育している例があります。国産原料は価格が高いと言われてはいますが、外国産の原料を使うと非常に価格の乱高下が多いこと、それから地元産を使えば輸送コストが抑えられるというようなことで取り組んでいるそうではありますが、実際に牛肉を消費者に食べ比べてもらったら、7割の人が国産の飼料の方がおいしいと答えたということで、この挑戦が始まったと書かれていました。

また、地域に耕作放棄地が非常に増えてきたということに危機感を持って、今では交付金の申請を代行して行ったり、あるいは農家の土壌まで、集荷も一連してや

っているというようなことで、1年で契約が4倍に拡大したという例もあります。

もう一つは、秋田県の大潟村ですけれども、これは米生産調整見直しに非常に危機感を持って、農協が主導してタマネギの生産に取り組んでいる。タマネギというのは輸入生産成果物の中で一番重量的に多い物でありますから、安定しているということで、現行は30ヘクタール程度、作付けをしているそうですが、農協が100ヘクタール規模の処理施設を整備しまして、将来は1,000ヘクタールまで広げて行きたいというふうに目標を掲げています。以前は「反減反」のリーダー格の法人の生産組合の人もこの計画に参加しているというようなことであります。

当町においても、生産・所得の安定を目指して、地産地消を含めた、総合的に各産業が連携し合う事業の取り組みを要望したいというふうに思います。

それから、東庄町総合計画と人口ビジョンについてでありますけれども、総務省が過疎地を抱える自治体817市町村に移住・定住促進施策の実施調査を行いました。東日本より西日本が進んでいる結果で、西高東低の状態が浮き彫りとなりました。移住・定住支援を開始した時期は、2000年度から2009年度に始めた過疎自治体は30.5%、2010年度から2014年度が29.6%、まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度2015年度以降が26.6%でした。

施策としては、移住相談や定住コーディネーター、これは中国地方が72%、四国地方が65%、北海道が16%、東北が31%。移住者へ農機具の費用に関する補助は、北陸が70%、中国が67%、北海道が30%、関東が31%で低い割合でありました。多くの自治体が行っている施策は、子供の医療費助成95%、移住相談窓口の設置が86%、子育て支援センターや学童保育の設置が86%、保育料の経費助成82%、出産・検診費用の助成が79%、空き家バンクの制度が76%、住宅への助成が68%などでありました。

逆に、移住者は何を決め手に移住するかを意向調査もしました。過疎地域への移住者の半数の人が、「気候や自然に恵まれている」という理由が1番でありました。農山漁村の自然豊かな環境を求めている結果でありました。移住の際に一番重視される条件は、生活が維持出来る収入や子育て環境が上位で、移住地と転居前からつながりがあった移住者は半数を超えていました。農村からのイベントの情報発信など、「入り口作り」の重要性が浮き彫りとなっている状況でありますけれども、その中で、総合計画の中で都市交流や市町村内外からの新規就農者募集など、担い手

の確保への取り組みが必要とあります。具体的にその取り組んだ事業と成果、進捗状況を伺います。

土地利用構想についてとありますけれども、農水省の発表で、2016年度、関東1都7県で荒廃地が1,604ヘクタール減少しました。千葉県は前年対比1,759ヘクタール減でありますけれども、現状では1万1,733ヘクタール。農地として再利用された面積は833ヘクタールで、茨城県に次ぐ実績でありました。逆に再生利用が困難と見込まれる荒廃地は千葉県が一番多くて、6,142ヘクタールでありました。

当町の過去3年間の遊休農地を調べていただきましたら、27年度が146ヘクタール、28年度が150ヘクタール、29年度が147ヘクタールであります。農業委員さんや農用地利用最適化推進委員さんの努力下、町としても減少はしたわけですが、再利用には限界もあります。労働力不足や販売価格などの収益面、圃場の条件が課題となります。今後、増加していくのではないかと思います。全国で農地集積の壁となっているのが生産条件の悪い中山間地の圃場であります。そこに農業者の高齢化が加速し、耕作を続けることが困難な農地が続出しています。食糧生産の4割を占めているのが中山間地域であります。

当町も山に面した水田、それから山林の周辺の畑などは中山間地域と同じ条件で、高齢化と共に耕作放棄地になっています。総合計画の自然景観ゾーンの保全にも影響してくるのではないのでしょうか。耕作放棄地を増やさないための施策についてお伺いしたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは初めに、農業従事者確保の方策について、都市交流や町村内外からの新規就農募集など、具体的に取り組んだ事業とその結果、進捗状況についてお答えをいたします。

都市交流事業としては、東庄町農村ふれあい塾においてコカブの収穫体験や枝豆収穫体験を実施しております。就農希望者支援としては、相談者に対する面談を行っています。平成28年度までに3件相談があり、実際にお試し体験まで実施した

人数は平成27年度に1名となっております。

農業経営体の育成強化については、基幹産業である農業の維持を図るため、担い手の確保、育成を目的とし、認定農業者の確保を推進し、平成28年度末時点で126人となっております。

また、地域の農業を支える担い手の確保、育成を図るため、新規就農者の確保や農地を引き継ぐために必要となる技術やノウハウに関する研修などの支援として、農業後継者組織育成事業を行っております。支援しているJAかたりの東庄町内の農業後継者組織会員数は、平成28年度末時点で38名となっております。今後も地域農業の担い手の育成確保のための取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、土地利用構想に占める農地の保全について、耕作放棄地を増やさないための施策についての質問にお答えいたします。

農業地は農業の持続的な発展のための最も基礎的な資源であり、良好な景観形成等の多面的機能を有した町民共通の財産であることを十分認識し、関係機関とも十分に調整して、適正な土地利用を図っていかなければなりません。農用地の保全には、農業を現地で担う経営体の充実が不可欠です。そこで、認定農業者制度を積極的に推進し、優れた経営体の育成に努めると共に、荒廃農地の発生抑制・再生利用の促進、担い手への農地の集積・集約化、集落営農の組織化・法人化、農業生産基盤整備事業等を推進してまいります。

また、農業者、農業関係機関・団体等も協力し、地域の実情に応じ、多面的機能支払交付金などを活用し、地域の農業や地域住民等から成る共同活動による農地の保全、施設の点検・維持管理活動を支援し、農用地の保全活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

国は人口減少を予測して、問題提起はしましたけれども、対策について議論はされていません。21世紀末、今から80年後などはどのような社会変動をもたらすか予測するのは難しい事柄でありますけれども、幾つかの産業分野が消滅していくことと、それから幾つかの地域が無住の地になることくらいしか分からないとされ

ています。

全産業の平均求人倍率が1.39倍に対して、畜産は2.34倍、耕種農業は1.63倍、そして基幹的農業従事者に占める女性の割合は減少傾向が続いています。

専門家は、「楽観する問題ではないが、かといって悲観的になるのではなく、人口減少は既定の事実と受けとめて、対処方法をどうするか考えた方がいい」というふうに言っていますけれども、これは議論の前提であり、「日本人は悲観的になると思考停止に陥る」という悲しい経験則から言っているそうでもありますけれども、様々な危機的な事態を想定して、それぞれについての対処法を考え、事業に取り組んでいただきたい。労働力の確保のためには、技能実習制度の活用や国家戦略特区の指定での外国人労働者の受け入れなどで対処しようとしている地域も多数あります。千葉県も特区については前向きに検討をしていましたけれども、政府の森加計問題で特区については慎重になって停滞しているようであります。

技能実習制度や国家戦略特区などは、行政の協力や支援がないと出来ません。当町の農業生産基盤の観点からも、人口減少で生産力低下、耕作放棄地の増加につながらないように十分考慮して、積極的な取り組みをしていただくように要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時20分からとします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、人口減少問題について、一般質問をさせていただきます。

本町の人口は年々減少し続けており、20年後は1万人、40年後は7,000人が予測されております。本町はこの20年間で20%の人口減少があり、昨年4月には過疎地域の指定がありました。今現在は特別困ったことがあったようには感じませんが、40年後は人口半減となり、行政運営上、大変困難な問題が生じる

のではないかとと思われます。将来の安心のため、人口減少対策が求められます。人口減少問題について以下の3点、質問いたします。

その1、人口減少について町はどのように考えますか。

昭和60年の人口1万8,337人をピークに減少し、現在1万4,000人ほどとなっています。人口減少のスピードは徐々に加速すると予測されています。40年後の我が町の姿を私は見ることは出来ませんが、議会を構成する一員として、将来のこととはいえ、責任を感じます。

25年後の人口は、ピーク時の半分の9,000人台が予測されています。25年後の行政運営は大変な状況に置かれているのではないのでしょうか。

以下の3点について、お伺いいたします。

1、25年後の財政状況について。2、25年後の幼稚園・小学校・中学校の状況について。3、25年後の健康・福祉・病院の状況について。

その2、人口減少の問題点について。

人口減少に至る要因は、いろいろあろうかと思いますが、最大のものは、子供が生まれてこないということであろうかと思います。子供が生まれないのは、結婚しない、出来ないということではないのでしょうか。その結婚しない、出来ないという要因は、正規雇用か非正規雇用による賃金格差があるのではないのでしょうか。この賃金格差を解消しない限り、少子化、人口減少問題は解決しないのではないかと思います。婚活や子育て支援等の施策を打ち出していますが、なかなか効果が上がっていません。的を射た施策でなければなりません。

人口減少問題の最大の問題点はどこにあるのでしょうか。お伺いいたします。

その3、人口減少対策について。

人口減少対策として、婚活、子育て支援、小・中学生の医療費や給食費の無料化等の施策を打ち出していますが、本当に効果が上がっているのでしょうか。的を射た施策が求められます。

東庄町過疎地域自立促進計画を見ても、目新しいものはありません。今まで行ってきた施策の前倒しがほとんどです。過疎債を使ったいろいろな事業計画がありますが、本当に人口減少対策として有効なのでしょうか。お伺いいたします。

人口減少は二、三十年前からいろいろな要因でこのような結果となり、またこの先も続くことでしょう。今、仮に有効な対策があっても、人口を回復させるには

やはり二、三十年は必要なのではないでしょうか。

人口減少対策は、目先のことも必要ですが、将来を見据えた対策が必要です。一本の杉の木から建築用材に適した木は、少なくとも100年以上はかかります。人の一生、人生も100年の時代だと言われています。本町のまちづくり、人口減少対策も100年ぐらいはかかるんだという気持ちで取り組む必要があります。

この非常に困難な人口減少対策について、どのように考えますか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、高木議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少の問題は、少子高齢化の問題と相まって、大変大きな問題であります。その対策には役場の多くの部門が関わることとなりますが、総括的に私から答弁をさせていただきます。

まず、質問要旨1の人口減少について町はどのように考えているのか、25年後の行政運営は大変な状況ではないかというご質問でございます。

国勢調査における当町の人口は、1985年、昭和60年の1万8,337人をピークに減少しており、前回、2015年、平成27年では、1万4,152人、30年間で4,185人、22.8%の減となっております。

また、平成28年3月に策定いたしました東庄町人口ビジョンで将来の人口目標を設定しておりますが、22年後の2040年は1万人を割り込み、9,928人、27年後の2045年は9,096人となっております。議員がご指摘のとおり、ピーク時の人口の半分と予測されております。

ご質問の25年後の財政状況、学校の状況、健康福祉や病院の状況についてでございますが、25年後の財政計画は策定しておりません。数字としてお答えすることが出来ません。しかし、千葉県内にも現時点で人口1万人未満の町がございます。これらの町の現在の状況を見ますと、東庄町の人口が9,000人台になった場合に直ちにその行政運営が立ち行かなくなるという状況にはならないと考えております。

また、当町の人口減少となったこれまでの30年間についても、住民サービスを低下させることなく健全財政を維持することが出来たものと考えております。こういったことから、ご質問にありました学校の状況や健康福祉・病院の状況についても今後の人口減少の期間も住民福祉の向上を目指しながら、人口規模に合った行政運営を行える。また行わなければいけないと考えております。

次に、質問要旨2番目の人口減少の問題点についてということで、人口減少の要因は何かというご質問でございます。

議員が言われるように、結婚をしない、また晩婚化や家族構成の変化により少子化が進んでいる、こういったことが要因の一つであります。その前提にあるものが就職を機に仕事の関係で地元を離れてしまう、また、経済的に結婚生活を考えられる仕事につくことが出来ないといった就業関係の問題があると考えております。

また、米の価格低迷による農家離れや地方から都市部への人口流出、いわゆる東京への一極集中が人口減少の大きな要因と考えられます。こうした問題は、日本全体の問題であるというふうに認識をしております。

次に、要旨3番目の人口減少対策についてでございます。

人口減少対策は、国の政策によるところが大きいものと考えますが、東庄町における人口減少対策で重要なことは、今、東庄町に住んでいる人をいかに大事にするかということであると考えております。

まず、町民が健康で生活出来ること。予防医療を初め、病気にならない、病人を作らない取り組みを進め、万が一、病気になっても東庄病院を中心に旭中央病院や町内の医療機関、施設と連携がしっかりしていて、町民に安心を提供出来るということでもあります。

また、山崎議員からのご質問にありましたように、待機児童の解消を初め、子育てしやすい環境を作ることも重要な対策の一つでございます。教育を充実させ、東庄町で子供を育てて良かった、東庄町の学校に通って良かった、そう思っていただけよう、子育てや教育の環境を整えていく必要があります。

更に農業を初め、地域経済の活性化や道路などの生活基盤の整備を進めると共に、観光振興など、東庄町の魅力を高めていくことも重要であると考えます。

また、こうした町の取り組みや成果を情報として効果的に発信して、東庄町に住んでみたいと思う人を少しでも増やすと共に、そういった方が移住しやすい環境を

整えていく、こうしたことが本町に出来る人口減少対策と考えております。

過疎債につきましては、こういった様々な事業に効果的に活用してまいりたいと考えております。

具体的な政策といたしましては、町では平成28年3月に人口減少対策として、東庄町総合戦略を策定いたしました。この中の第一目標として、結婚・出産・子育てを掲げ、施策を設定し、実現に向け実施しているところでございます。

主なものとしては、婚活応援事業、特定不妊治療費助成、子育てサポート事業、ファミリーサポートセンター事業などを行ってまいりました。また、平成30年度からは、子育て支援として学校給食費の実質無償化を予算化するところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、人口減少対策は短期間で結果が出るものではなく、有効と思われるものを積み重ねて実施していくことが必要でございます。人口減少は大変重大な問題であります。これを受け入れて、人口規模に見合った魅力ある地域を目指していくことが大切だと考えております。

議員各位のお力添えをいただきながら、議会と行政が一体となって人口減少対策に取り組んでいくことが重要と考えますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今、答弁をいただきました。そんなに心配しなくても良いのではないかとというように私は感じました。けれども、保育園とか幼稚園、今、大変な状況になっていると思います。こういうところも、そうなった時に対処ではちょっと遅いと思います。あまり安心し過ぎるとこういう状況になると思います。この人口減少対策においても楽観も良いんですけれども、最悪のことも考えて、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。その辺について一言だけお願いします。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいまのご質問でございますが、私は先程山崎議員が言われたように40年間

見てまいりました。1万8,000人になった時のことも知っております。確か昭和60年でございますが、実は昭和45年ごろから徐々に人口が増加してまいりました。そしてその増加は何が要因かといいますと、いわゆる羽計台、竜神台に企業にお勤めの方の住宅団地を誘致したことに始まるわけであります。監査委員おられますけれども、一気に人口が増大してまいりました。その時は橘小学校の増設でありますとか、いろいろな面でまた違う意味での人口が増えた対応、対策を取ったわけであります。しかしながら、お勤めいただいている方々が、子育てが終わり、そしてまた自分のお勤めが定年で退職されるという状況下というのは、同じ年配の方でなければ、年齢に格差があればそれが一時的に、一気にには行かないわけですが、第一線で活躍する人達の入所でありましたから、企業としても第一線で営業する人達がこの町に移住されたわけであります。

しかしながら、企業がオートメーション化、いわゆるロボット化をしたり、コンピュータ化していく時に、その間の中には従業員の方達を3分の1、リストラをいたしました。そして企業そのものは生産性も落ちないし、それなりの企業経営をされてきておりました。その後には今度はやはりロボット化ということで、多くの方達が増えなかったわけであります。しかしながら、人が増えないところへ来て、今度はIT化、いわゆるロボット化が進んでおります。その中で今度は新日鉄と合併をいたしました。それが一つの形でおわかりいただけだと思いますけれども、企業たりともその年数の間には多くの従業員を抱えていた会社が社員を半分近いものにし、企業としての経営のためには人を切り、機械化していったと、それも大きな要因の一つであり、それを受け入れた町としても大変な思いでありましたけれども、その減って行く人達を引き止めるという、それだけの力はございませんでしたので、ただ見ていたというか、大分減ったなというような考え方で進めてきたわけであります。

まさしくその関係も含めると、子供達の数も減ります。そしてまた活気も失われます。そういうような状況下がしばらく続きました。しかし、今、こういう状況下になって初めて考えるのは、一気に人が増えるというのも大変なことであります。また、その反動が一気に来るといことも経験をしております。そして今、全国的な人口減少がおきておりますけれども、この減少は我が町だけではなくて、全国津々浦々に及んでいます。一方、一極集中型の今、人口増している都市型の東京で

ありますとか、その近郊でありますとか増えております。

しかしながら、東京都といえども、そんなに多くの方達が流出されたり流入しているわけではなくて、やはりあの中には東庄町とちょっとスタイルが変わりますけれども、年齢差はかなりある方達が東京へ年代別にたくさん集中しております。ちょうどいい時期に、今の多摩地方の方に団地を作りました。しかしながら、その団地に住まわれている方達が同じ年齢の方達ばかりでありましたから、やはり会社を定年したりする時期が同じでありますから、今はその都会に作った団地そのものも大変な状況下の現実であります。しかしながら、地方から東京へ押し寄せているということもまた現実であります。しかしながら、東京にそういう職種がいっぱいあるわけではない。地方は今言ったように現実的に、沈みながら減ってきている、そして減ってきている中で、東京へ行けば仕事があるのでないかという思いで多分一極集中になっているんだと私は思います。

しかしながら、この状況もそんなに長くは私は続かないと見ています。というのは、人口減少そのものの要因は何かといいますと、これはやはり今の、人が住むということの条件がかなり変わってきたという理由があります。ですから、企業の話をしていただきましたけれども、町としての農業経営のあり方も随分違うんです。今は機械化されてきております。人の手が足りなければ田植えも刈り取りも出来なかった時代から、今はGPSを使って、機械を使って田んぼを刈ったり、また田植えが出来るといった状況下に入ってきております。ですから農家経営はかつての一町歩、二町歩で大きい方の農家でありましたけれども、今は三十町歩を経営しなければやっていけないというぐらいの状況の様変わりをしています。その代わりになるものは機械であります。そしてこれからもっともっとロボット化もしていくし、企業化もしていくわけありますから、農家といえどもまた同じような状況、条件下にさらされています。

ですから、これからはまず人はそんなに増えないだろうと見ています。というのも、国の推計でありますけれども、学校は全国の3分の1になるだろう、こう言われております。ですから、いかにこれからの時代といえども、人を多くするということの技は大変至難のものだと思います。働く場所ということになってきますと、女性の進出も、これはもう時代と共に多くなりましたから、いろいろなあらゆる分野で女性が活躍しています。かつては男性しか現場として育ててなかった工事の現

場でありますとか、建築の現場でありますとか、そういうところに女性がどんどん進出しております。また、大型トラックのドライバーも女性の人達が、今、ドライバーとして活躍しているような状況下であります。

しかしながら、今、国はこのトラック、そしてドライバーをも奪う、今後コンピュータ化をして、自動化をしようとしています。この時に、今、車のドライバーとして活躍する男性、女性につきましては、全て職を失うわけでありまして、ですから、人はまず増やしてもいろいろな職種につけないだろうと言われてるのが現実であります。

先程課長が言いましたように、それでは何をしたら良いんだろうということになってきますけれども、やっぱり地域性がたくさん出て、その地域に住むことの良さを知っていただくためにも最大の努力は、人と人との結びつきだと私は考えます。ですから、この町に生まれて育って、町に住みついている、住み続けている方達、そういう方達一人一人を大事にしながら、そんなに一気に増えないかもしれませんが、住みよい、良い地域だと、こういうような条件を揃えていくことが最大の課題になってくるのではないのかなという思いをしております。職員の数も大分減らしました。それはやはり時代と共にでありますけれども、正しく今、機械化され、AI化されると、職員の数ももっともって減らす羽目になります。今の多分職員数の半分になるだろうと私は見えています。それが現実の話であります。

ですから、今、そのための対応・対策という考えよりも、いかに住みよい地域を作るかというところが先だと私は言っております。ですから、今後ともいろいろな状況下を踏まえながら、東庄町は将来こうあるべきだという数字的なものは出てきております。それをモットーに、今、何が出来るかを最前線でやはり見定めながら運営していくことが肝要ではないのかなと思っております。

住む人達、先程山崎議員の質問がありましたけれども、大変な思いをさせない、苦勞をさせない、そして思いを必ず叶えて、それが今の働いた現場の仕事だと、このように捉えています。将来的なものも踏まえながら、そして大事な大事な町民の生活を守りながら、今後とも最大の努力をしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8 番（高木武男君）

では最後、3回目の質問です。

最後に、要望したいと思います。

今現在の時代状況は、パソコンやスマホ等の情報機器による情報の氾濫により、人がより高価なものやお金を得るためにせつせと働き、生活しているように思います。自分の収入が平均の半分かそれ以下だとすると、諦めムードになっているような感じがします。必要最小限度の物やお金でも、生活が出来るんだということを教えるのも教育の役目ではないでしょうか。このまま人口減少が続くと、地域の伝統文化も継承することが難しくなります。左右大神の神楽もその一つです。左右大神の宮司さんも将来のことを大変心配しておりました。瑞穂の国、日本の水田は大切にしなければなりません。水田を大切にすることは、その地域の環境と景観を守ることでもあります。その地域の環境と景観が悪くなれば、人口減少に拍車がかかり、そのスピードが加速されます。人口減少対策として、2点を要望いたします。

1、本町の資源である水田、畑、山林などをどのように活用したらいいのか、真剣に考えていただきたい。2、子供達は希望の人材です。次の世代を担う子供達の教育は非常に大事なことです。パソコンやスマホの前に、まず自身の頭で考え、いろいろな情報に惑わされない人間に育てていただきたい。

以上、2点については長い年月を要しますが、人口減少対策としては有効な対策の一つではないかと思えます。限りある予算の有効な活用を望みます。

以上、要望して私の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問は終わります。

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。この度北見忠昭氏が平成30年6月30日をもって任期満了となることから、引き続きお願いいたしたく、候補者として推薦するものでございます。

北見忠昭氏は、平成27年7月1日に人権擁護委員をお受けいただき、現在は香取人権擁護委員協議会で会の会計事務、活動を企画、運営をする事務局という要職に就任をされております。北見氏は大変誠実、また温厚な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様のご意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案は、これを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第10号、東庄町国民健康保険財政調整基金条例を制定すること

について、日程第 8、議案第 11 号、東庄町国民健康保険診療報酬支払準備基金条例を廃止する条例を制定することについて、以上 2 案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第 10 号、東庄町国民健康保険財政調整基金条例を制定することについて及び議案第 11 号、東庄町国民健康保険診療報酬支払準備基金条例を廃止する条例を制定することについて、以上 2 議案の提案理由を申し上げます。

国民健康保険につきましては、現在、診療報酬支払準備基金がございますが、平成 30 年 4 月からの国民健康保険の制度改正にその基金の設置目的がそぐわないため、新制度に合わせた名称及び目的の基金条例を設置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、議案第 10 号、東庄町国民健康保険財政調整基金条例の制定について及び議案第 11 号、東庄町国民健康保険診療報酬支払準備基金条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の 4 ページと 7 ページをご覧ください。

国民健康保険につきましては、平成 30 年 4 月の制度改正によりまして、都道府県が保険者となり、財政運営主体となって市町村と共に運営していくこととなります。新制度では、診療報酬の支払い分は全て都道府県から交付されるため、基金の名称及び目的が診療報酬の支払いに関する現行の基金では合わなくなります。

そこで、現行の基金の名称を変えて、財政調整基金として設置するものをご理解いただきたいと存じます。

議案第 10 号では、新たな基金の設置を、議案第 11 号では、今までの基金を廃

止する条例をそれぞれ制定するものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第10号、東庄町国民健康保険財政調整基金条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、東庄町国民健康保険診療報酬支払準備基金条例を廃止する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定

することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第12号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険の広域化が始まるにあたり、所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、議案第12号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の9ページ及び参考資料の1ページをご覧ください。

町長の提案理由にもありましたとおり、国民健康保険の広域化ということで、都道府県が保険者となり、市町村と共に運営を担うこととなりますので、法令等における都道府県と市町村の表現を定めるための字句の改正でございます。

第1条の改正につきましては、市町村の場合は国民健康保険の事務という表現にするものでございます。

第2条の改正につきましては、国民健康保険運営協議会という表現を、改正後の国民健康保険法の第11条に合わせた表現に改正するものでございます。

第6条の改正につきましては、条例の表記上の決まり事に則り、字句の表現を改正するものでございます。

第10条の改正につきましては、この条例の構成に適合していないため改正する

ものでございます。

第18条の改正につきましては、国民健康保険施行令と照合したところ、文言の一部が抜け落ちていたので、これを追記するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

議案第12号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第13号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

平成30年4月1日より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設されます。これに伴い、東庄町後期高齢者医療に関する条例、平成20年東庄町条例第2号の一部を改正する必要が生じました。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、議案第13号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の11ページ及び参考資料の2ページをご覧ください。

この条例の一部改正は、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設されたことにより、住所地特例について改正をするものでございます。

改正の内容は、施設に入居している国民健康保険の被保険者が、75歳到達により後期高齢者医療の被保険者になった場合でも、国民健康保険の被保険者の時と同様に、住所地特例の適応を受けて、前の住所地の市町村を管轄する後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものでございます。

附則第3条の平成20年度における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例につきましては、条例改正に伴い文言等を削るものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

議案第13号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第14号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率は、3年ごとに見直しをする介護保険事業計画の策定に合わせて定めることになっております。

平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期東庄町介護保険事業計画を本年度策定するにあたり、これに伴い介護保険料率を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、原案のとおり可決下さいますよう、お願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第14号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期東庄町介護保険事業計画の策定にあたり、第1号被保険者の保険料率等を改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページ及び参考資料4ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料により、説明をさせていただきます。

第7条第1項は、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率について、第1号から第9号まで所得段階別に定めるものでございます。

介護保険料の算出については、3年間の計画期間で見込まれる保険給付費等の総額のうち第1号被保険者の負担分である23%相当額を第1号被保険者の総数で割り返して基準額を定めます。その後、段階ごとに定められている調整率を乗じて、保険料率を算出しております。

現在の保険料率につきましては、表の右側にありますように、基準額は第7条第1項の（5）に記載してあります第5号の年額5万7,120円でございます。

なお、対象者は世帯に町県民税課税者がおり、本人が町県民税非課税で所得金額が80万円を超え120万円未満の方でございます。これが第7期介護保険事業計画の策定により、介護給付費の増加が見込まれるため、表の左側にありますように、基準額は第7条第1項の（5）に記載してあります第5号の年額5万9,400円となり、第6期介護保険事業計画の基準額に比べて、金額で2,280円、率で4%の増となります。

第1号から第9号までの各段階の保険料率を順に申し上げますと、第1号が基準額に調整率0.5を乗じた2万9,700円、第2号及び第3号が基準額に0.75を乗じた4万4,550円、第4号が基準額に0.9を乗じた5万3,460円、第6号が基準額に1.2を乗じた7万1,280円、第7号が基準額に1.3を乗じた7万7,220円、第8号が基準額に1.5を乗じた8万9,100円、第9

号が基準額に1.7を乗じた10万980円となっております。

第7条第2項は、低所得者に対する軽減の期間と保険料率の改正についてでございます。これは消費税の増税に伴い、平成27年度から開始されたもので、公費を投入して低所得者である第1号被保険者保険料の軽減を図るため、所得段階が第1段階に該当するものについて保険料率を改めるものでございます。

第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料率を平成30年度に限り基準額に乗じる割合を0.5から0.45とし、保険料率を2万6,730円とするものでございます。

なお、今回、平成30年度限りと単年度にした理由でございますが、平成31年10月に予定されております更なる消費税増税に対する対応が国から示されていないためでございます。

第21条は、過料規定の法改正によるもので、質問検査権の対象者の拡大に伴う改正でございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページをご覧いただきたいと存じます。

附則第1条は、施行期日の規定で、平成30年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、経過措置の規定で、平成30年度以降に平成29年度以前の過年度分の保険料の調定を行う場合、平成29年度以前の保険料率を用いることを規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

議案第14号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第15号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

平成30年1月18日付で省令が一部改正されたことに伴い、その省令に準拠して定めている当町の条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、原案のとおり可決下さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第15号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

この条例は介護保険の認定者である要支援1、2の方に対してケアプランを作成する事業者を町が指定するにあたり、人員及び運営等の基準を定めた条例でございます。

町長の提案理由にもありましたように、平成30年1月18日付で指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令の一部改正があり、同省令第5条の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより、準拠して定めている町の条例について所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の15ページ及び参考資料5ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料により説明をさせていただきます。

第3条は、事業の基本方針についての規定ですが、同条第4項は連携の相手先に関する事項を追加するものでございます。

第6条は、内容及び手続きの説明及び同意についての規定ですが、同条第2項は、複数の事業者の紹介の要求についての事項を加え、6ページをお願いいたします。第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項から第8項とし、第3項として新たに利用者が入院された際の連絡調整についての事項を加え、第4項、第6項及び第7項については、項を繰り下げたことによる条文の整備を行ったものでございます。

第32条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針についての規定ですが、第9号は、サービス担当者会議時の利用者及び家族の参加に関する事項を加え、第12号から第26号までを1項ずつ繰り下げ、第13号から第27号とし、第12号として新たに事業者に対しての計画の提出に関する事項を加え、第13号は、第12号を加えたことにより条文を整備したものでございます。

8ページをお願いいたします。

第14号の2として、新たに主治医等への必要情報の提供に関する事項を加え、

第16号のイは、介護予防、日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防通所介護が基準から削除されたことによる当該部分の削除。9ページをお願いいたします。第21号の2として、新たにサービス計画作成時の主治医等への交付に関する事項、また第28号として、町が開催する地域ケア会議に対して、事業者の資料、情報等の提供など、協力の努力義務に関する事項を加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の17ページをお願いいたします。

附則についてですが、施行期日の規定で、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

この議案のご説明はわかったんですけども、内容がちょっとわかりづらくて、何か大きく変わったところがあれば教えていただきたいんですけども。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

大きく変わったところでございますけれども、参考資料の7ページをお願いいたします。

7ページの左側の中段にございます12号、（12）というのがございます、この部分が一番大きく変わったところでございまして、これにつきましては事業者に対して計画書の提出に関する事項をうたったものでございます。ここが一番大きく変わっておりまして、その他に関しては、1号ずつ繰り下げたことによる条文と文言の整備を行ったものがほとんどでございます。

10番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

議案第15号、東庄町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号、東庄町職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

議案第16号、東庄町職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

職員の自己啓発休業につきましては、地方自治法第26条の5で規定をされておりますけれども、個別の内容については各自治体の条例で規定すべきこととされております。

この条例は、職員の自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的とし、職員の自発的な大学等の課程の履修、または国際貢献活動を可能とするための制度として規定を整備するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第16号、東庄町職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについての内容についてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたが、職員の自己啓発休業については、地方自治法第26条の5で規定されており大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度であります。

本条例は、第1条の趣旨にありますように、職員の自己啓発休業に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、承認の要件について規定しております。対象となる職員は職員としての在職期間が2年以上あることが要件となっております。

第3条では、期間について規定しています。期間については、3年を超えない範囲内の期間で定めております。

第4条では、対象となる大学等の教育施設について規定しています。国内外の大学、大学院、短期大学、専修学校等が想定されております。

次に、めくっていただきまして、20ページになりますが、第5条では、対象となる国際貢献活動について規定しています。独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊やシニア海外ボランティア等が想定されております。

第6条では承認の申請について、第7条では期間の延長について、第8条では承認の取り消し事由について、第9条では任命権者への報告等について規定しています。

21ページ、第10条では自己啓発休業をした職員が職務復帰後における号給の

調整について規定しています。他の職員との均衡上必要と認められる範囲で調整が可能となっております。

第11条では、めくっていただきまして22ページになります、本条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することと規定しております。

最後に附則ですが、施行日を平成30年4月1日としております。

自己啓発休業の制度は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供する制度であり、休業の成果を何らかの形で公務に還元することが期待されております。

また、取得によって公務の運営に支障がないか等、任命権者の判断を経て、認められることとなります。

なお、千葉県の市町村においては、現在、20団体で条例を制定済みであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

この条例を見る限りだと、本人は休業して大学なり、そういうボランティアの立場で、その間は給料は発生しないわけですね。それで、これは最高3年間、その間の授業料だとか、そういうものは自己負担でやるわけですね。

それで、戻ってきて、スキルアップして、この町にまた資格なり何なりを持って、この町に貢献したいというような趣旨で休業するわけですね。それならば奨学金制度なんかを用いて援助してあげるといった方法はないのでしょうか。その辺をもう一回ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

佐久間議員の奨学金についてのご質問にお答えをいたします。

この制度は、職員の自発的な申し出により休業を認めるというものでございます。従って、町としてこれに対し奨学金を支給するという考えは、現時点ではございません。

以上です。

議長（城之内一男君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

仮にこういう制度を利用してやろうとする人間は、自己資金がなかった場合は借金して行うんですよね。これは相当な、本人は相当の経済的な不安があるのではないのでしょうか。

こういう奨学金を与える制度そのものがないということで理解してよろしいでしょうか。それとも条例で制定すれば出来るのでしょうか。その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

職員が大学に就学をするということでありまして、町民の皆様との均衡を考えて、職員にこのための奨学金を出すということについては、今の時点では考えていないということであります。

また、大学の課程を履修する場合に、奨学金制度は他にもあります。いろいろな制度があるかと思しますので、その辺を、もし必要であれば探っていただくというようなことは必要であろうかと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

では、勉強しに行く、大学の制度を利用しての奨学金なら良いということですよ。そういう理解でよろしいでしょうか。町からの奨学金は出せないけれども、いろいろな奨学金制度を利用してやる分には、それは構わないということで理解してよろしいでしょうか。はい、わかりました。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

議案第16号、東庄町職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第17号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

町長、副町長及び教育長の給料につきましては、平成27年4月から町長10%、副町長7.5%、教育長5%の減額措置を実施しているところでございます。

この度、減額措置を平成30年12月まで延長すべく条例の改正を行うものでございます。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第17号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号、東庄町郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、東庄町郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

平成31年1月15日より、当町でも旅券事務、いわゆるパスポートの発行事務を開始することになったため、旅券の申請に必要な収入印紙について、出納室での取り扱いを増やす必要があります。これに伴い、収入印紙の取扱量の増に対応すべく、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第18号、東庄町郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、内容の説明を申し上げます。

先程町長からの提案理由にもございましたが、パスポートの発行事務を平成31年1月15日より開始することとなりましたので、出納室での収入印紙の取り扱いの量を増やす必要があるため、改正をするものです。

恐れ入りますが、参考資料の11ページをお願いいたします。

現在、出納室で定額運用基金として郵便切手類購入基金より運用している額は30万円となっております。今後、旅券事務において事前に購入する収入印紙の財源が不足すると考えられますので、それを60万円に改正するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号、東庄町郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第5号)、
日程第17、議案第20号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、
以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第19号並びに第20号の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第19号、平成29年度東庄町一般会計補正予算(第5号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,980万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,792万1,000円とするものでございます。

この他第2条、繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費について規定しております。

主な補正内容でございますけれども、民生費関係では自立支援給付費、デイサービス運営事業委託料、保育事業委託料を増額補正いたしました。

次に、農業費関係では、農業委員の報酬について、県の補助金を受けまして、増額補正をいたしました。

次に、積立金として寄附を受けまして、奨学基金積立金への積立を行います。

なお、歳入につきましては、歳出に伴う国・県補助金、そして寄附金及び諸収入を補正し、歳入歳出に不足する分につきましては、繰越費を補正しております。

以上、一般会計補正予算の主なものにつきまして、提案理由を申し上げました。

続きまして、議案第20号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,296万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,029万4,000円とするものでございます。

この補正につきましては、財政調整基金積立に伴う診療報酬支払準備基金の廃止及び平成28年度国庫負担金等の額の確定による返還金の不足について補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第19号、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第5号）について、内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の34ページをお願いいたします。

初めに、3款・民生費、1項1目・社会福祉費、社会福祉総務費の20節・自立支援給付費970万7,000円。自立支援給付費の支出見込みにより増額補正するものでございます。

同じく23節・障害者自立支援給付費国庫負担金返還金54万8,000円、千葉県障害者医療費負担金返還金92万4,000円につきましては、それぞれ平成28年度事業の精算の返還金となります。

同じく臨時福祉給付金返還金441万3,000円、こちらは平成27、28年度の事業の精算の返還金となります。

次に、6目・デイサービスセンター費の13節・デイサービス運営事業委託料483万6,000円、デイサービス利用者が増加し、委託料が増額となることによる増額補正となります。

次に、2項2目・児童福祉費、児童措置費の13節・保育事業委託料2,001

万9,000円、国が示す公定価格の改正と処遇改善加算による増額補正となります。

同じく23節・国庫負担金返還金451万9,000円、こちらは平成28年度子どものための教育・保育給付費の精算の返還金となります。

次に、4目・児童福祉施設費の13節・放課後児童健全育成事業委託料86万8,000円、国・県の補助を受けて実施する事業で、キャリアアップ処遇改善事業を行います。

同じく放課後児童クラブバス運行委託料29万円、運行回数が増えたことによる増額補正となっております。

同じく23節・子ども・子育て支援交付金返還金518万4,000円、平成28年度の子ども・子育て支援交付金の精算の返還金となります。

次に、4款・衛生費、1項・保健衛生費、35ページをお願いいたします、7目・保健福祉総合センター管理費につきましては、歳出の増減はありませんが、デイサービスセンター利用にかかる通所介護収入のうちデイサービスセンター費に充当した残額25万5,000円を財源振替するものでございます。

次に、5款・農林水産業費、1項1目・農業費、農業委員会費の1節・委員報酬の629万4,000円、農業委員会の活動、成果に応じて県補助金を財源として支出するものとなります。

次に、7款・土木費、5項1目・国土調査費、地籍調査費ですが、歳出の増減はありません。県補助金の増額による特定財源の振替となります。

次に、9款・教育費、1項2目・教育総務費、事務局費の15節・通学路防犯灯設置補修工事費20万3,000円、通学路の防犯灯につきましては、当初見積もりより補修工事が多くなったことによる増額補正となります。

次に、12款・諸支出金、1項1目・諸支出金、基金費の25節・奨学基金積立金200万円、東洋合成様よりご寄附をいただいたものを財源として奨学基金に積み立てるものとなっております。

次に、歳入について申し上げます。議案書の32ページをお願いいたします。

14款・国庫支出金、1項1目1節・国庫負担金、民生費国庫負担金、障害児者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金485万3,000円、歳出で申しあげました民生費自立支援給付費の補助金で、事業費の2分の1が国庫補助となって

おります。

同じく 2 節・児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金 1, 007 万 7, 000 円、歳出補正で申しあげました民生費保育事業委託料の補助金で、事業費の 2 分の 1 が国庫補助となっております。

次に、2 項 2 目 2 節・国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金 28 万 9, 000 円、歳出で申しあげました民生費放課後児童健全育成事業委託料の補助金で、事業費の 3 分の 1 が国庫補助となっております。

次に、15 款・県支出金、1 項 2 目 1 節・県負担金、民生費県負担金、障害児者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金 242 万 6, 000 円、国庫負担金で説明しました民生費自立支援給付費負担金の県負担金で、こちらは事業費の 4 分の 1 が補助金となります。

同じく 2 節・児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費県負担金 503 万 9, 000 円、国庫負担金と同様に民生費保育事業委託料の補助金で、こちらは事業費の 4 分の 1 が補助金となります。

4 目 1 節・土木費県負担金、地籍調査負担金の地籍調査事業負担金 205 万 5, 000 円、こちらは地籍調査事業の単価改正により法定事業費が増額となったため、県負担金が増額となったもので、歳出で説明いたしました土木費、地籍調査費の財源振替の財源となっております。

次に、2 項 2 目 5 節・県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金 28 万 9, 000 円、国庫補助金で説明いたしました民生費放課後児童健全育成事業委託料の補助金で、事業費の 3 分の 1 が補助金となります。

同じく 4 目 1 節・農林水産業費県補助金、農業委員会補助金の農地利用最適化交付金 629 万 4, 000 円、歳出で申しあげました農林水産業費、農業委員報酬の補助金で財源は全額県補助金となります。

次に、17 款・寄附金、1 項 2 目 1 節・指定寄附金の教育 200 万円でございます。歳出で申しあげました東洋合成様からの指定寄附となります。

一つ飛びまして、20 款・諸収入、5 項 3 目 2 節、雑入で、通所介護収入の介護給付費収入 438 万円と適用分負担金収入 42 万 8, 000 円、公費収入（生保分）28 万 3, 000 円につきましては、歳出で申しあげましたデイサービスセンターの利用にかかる通所介護収入の収入見込みによる補正となります。これは 33 ペー

ジにまたがっております。

最後に、歳入が歳出に不足する2, 139万2, 000円について、19款・繰越金で前年度繰越金を補正するものでございます。

続いて、30ページの2表をお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することの出来る経費を定めるものでございます。

初めに、2款・総務費、3項・戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業ですが、財源となる国予算において繰り越しする見込みのため、町予算においても142万5, 000円、繰り越すものとなっております。

次の7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路維持・改良工事ですが、災害による設計の遅れなどにより、大木戸地先などの道路5路線の工事5, 234万8, 000円の繰り越しとなっております。

次の9款・教育費、3項・中学校費の教育施設整備事業ですが、中学校のテニスコート新設工事、流末排水工事、多目的教室改修工事の3事業について、オリンピック事業による資材や作業員などの調達が困難となったため、7, 060万円、繰り越しするものでございます。

次に、同じく9款・教育費、6項・保健体育費の給食センター建設設計業務委託事業ですが、基本設計の完了に伴い、継続的に実施設計を行うため、1, 728万円、繰り越すものとなります。

次に、10款・災害復旧費、1項・土木災害復旧費の災害復旧工事1, 250万1, 000円ですが、国庫補助事業として災害認定を受けました栗野地先、小南地先、神田地先の3路線の工事となります。

繰越明許の最後は、同じく10款・災害復旧費、2項・農林災害復旧費の農業用施設災害復旧工事617万円です。こちらも同様に災害認定を受けた農道の小座地先及び小南地先の2路線について繰り越すものでございます。

以上で一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

町民課長、高木浩一君。

町民課長（高木浩一君）

それでは、議案第20号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の37ページをご覧いただきたいと思います。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,296万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ25億8,029万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきますので、議案書の41ページをご覧いただきたいと思います。

初めに、歳出でございます。

9款・基金積立金、1項1目・診療報酬支払準備基金積立金は、年度当初、基金を取り崩し、特別会計に繰り入れした金額を年度末に基金へ戻すための予算でございしますが、平成30年3月31日にこの基金を廃止するため、払い戻す必要がなくなりますので、7,003万5,000円を全額減額補正するものでございます。

1項2目・財政調整基金積立金は、平成30年4月からの国民健康保険の広域化に伴いまして、診療報酬支払準備基金の代わりに積み立てる基金でございます。既に繰り入れております診療報酬支払準備基金の7,000万円と基金廃止により繰り入れます1億5,000万円に平成29年度の積立分として2,000万円を増額した金額2億4,000万円を積み立てるものでございます。

次に、11款・諸支出金、1項3目・償還金でございしますが、実績報告により、平成28年度国庫負担金のうち療養給付費等負担金が1,536万2,038円の返還が生じたため、不足する1,300万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。40ページをご覧ください。

9款・繰入金、1項1目・基金繰入金は、診療報酬支払準備基金の廃止により、その全額1億5,069万円を国保会計に繰り入れるための増額補正でございます。

10款・繰越金、1項1目1節の前年度繰越金は、歳出で補正します財政調整基金積立金のうちの増額積立分2,000万円及び平成28年度療養給付費等負担金の返還分の不足額1,227万5,000円の合計3,227万5,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、可決下さいますよう、よろしく願いをいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。
お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第19号、平成29年度東庄町一般会計補正予算（第5号）を採決
します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

(午後 2時16分 延会)